

町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 26 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例
(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第30条第2項の規定に基づき、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として町田市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を、市長の附属機関として町田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、町田市立小学校又は中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(対策委員会の所掌事務)

第3条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策の推進について調査、審議し、答申する。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(対策委員会の組織)

第4条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織す

る。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(対策委員会の委員長等)

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(対策委員会の会議)

第6条 対策委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、対策委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

(調査委員会の所掌事務)

第9条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定により教育委員会が行った調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行う。

(調査委員会の組織)

第10条 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、第3条第3項の調査を行った対策委員会の委員でないもののうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、調査委員会が再調査を終了したときまでとする。

(準用)

第11条 第5条から第7条までの規定は、調査委員会について準用する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。